

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

本市の税務行政につきましては、日ごろより格別のご理解をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、固定資産税（償却資産）の申告の時期が近づいてまいりました。

固定資産税は土地・家屋の他に償却資産（法人や個人が事業用として所有している資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、資産の多少や増減の有無にかかわらず、資産が所在する市町村長に毎年1月1日（賦課期日）現在の状況を申告する義務があります（地方税法第383条）。

つきましては、同封の申告用紙に必要事項を記入のうえ、下記期限までに申告してください。

- ◆ 資産が無い場合や転出、廃業等があった場合は、その旨を記入して申告してください（6ページ参照）。
- ◆ 郵送による申告をされる方で『控』の必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告期限 令和8年2月2日（月）

申告期限直前になりますと受付が混雑しますので

1月23日頃までの提出にご協力ください。

※受付開始は1月5日からとなります。

<目次>

1	償却資産について	P 1 ~ 3
2	償却資産の申告について	P 4
3	固定資産税の課税について	P 5 ~ 6
4	記載例	P 7 ~ 9
5	資産種類別の主な償却資産	P 10
6	その他	P 11



1 償却資産について

(1) 償却資産とは

償却資産とは、工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けている場合など、事業経営をしている会社や個人の方が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のことで、その減価償却額又は減価償却費が法人税法・所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます（地方税法第341条第4号）。

＜業種別の主な償却資産の例＞

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、内装・内部造作等、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、舗装路面、ブラインド・カーテン、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、大型特殊自動車、発電機等
娛 樂 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付を含む）、日よけ、レジスター、自動販売機等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニル包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
売電業	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、表示ユニット等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、放送設備、厨房設備、洗濯設備、音響設備、駐車場設備、ボイラー等
農 業	ビニルハウス、農耕用車両（小型特殊自動車以外）、農業用機械等

(2) 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

- リース資産 ※4ページ2(1)参照
- 建物附帯設備・特定附帯設備 ※次の(3)及び3ページ参照
- 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- 使用可能な期間が1年末満又は取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却している資産
- 福利厚生の用に供する資産
- 租税特別措置法を適用して即時償却した資産 ※3ページ(5)参照

(3) 建築設備における家屋と償却資産の区分 ※3ページ参照

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一緒に家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる賃借人等が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

また、家屋と設備の所有者が同一の場合に、償却資産として取り扱うものは、独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたものとなります。

(4) 申告の必要がない資産

- 自動車、原動機付自転車、小型フォークリフト等で自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- 耐用年数1年末満又は取得価額10万円未満の償却資産で損金算入した資産
(個人事業主で、平成10年4月1日以降に取得した10万円未満の資産は、すべて申告の必要がないことになります。)
- 取得価額20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択した資産
- 平成20年4月1日以降に取得した20万円未満のファイナンス・リースにかかるリース資産

＜建築設備における家屋と償却資産の区分＞

設備等の内容		家屋と設備の所有者関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却	家屋	償却
床・壁・天井仕上げ、固定間仕切り、店舗造作等		○			◎
受変電設備、発電機設備、蓄電池設備等			◎		◎
中央監視設備、電力引込設備			◎		◎
電灯コンセント	屋外設備		◎		◎
照明器具設備	屋内設備	○			◎
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
電話設備	電話機、交換機、LAN等		◎		◎
	配管、配線、端子盤等	○			◎
給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	屋内配管、高架水槽等	○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース、ガスボンベ等		◎		◎
	火災報知器、消火栓設備、スプリンクラー等	○			◎
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
厨房設備	飲食店・ホテル・寮・病院等の厨房設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
外構工事	門・塀・緑化施設等		◎		◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切等		◎		◎

(5) 法人税・所得税との違い

項目	地方税の取扱い 固定資産税（償却資産）	国税の取扱い 法人税・所得税
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法	定率法、定額法の選択制 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
租税特別措置法の即時償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	1円
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価

2 償却資産の申告について

(1) 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。次のような方も申告が必要ですのでご注意ください。

- 所有の資産を賃貸している方（アパート、駐車場等）
- 完済するまで所有権が留保されている割賦販売の買主の方
- 所有権移転外リースの貸主の方
- 所有権移転リースの借主の方
- テナントの内装や建築設備を取り付けた賃借人

(2) 該当する資産のない方

解散、廃業、休業、移転等により、事業用の償却資産を所有しない方、又はリース契約等により事業用の償却資産を使用している方は、お手数ですがその旨を記入して申告してください（6ページ参照）。

(3) 自社の資産一覧による申告（電算申告）をされる方

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産について必ず評価額を記入し、課税標準額を1円単位まで記入してください。

(4) eLTAXによる申告について

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から申告データを送信していただく方法です。

初めて電子申告を行う場合は、電子証書等を取得されたうえで、eLTAXのホームページから利用の届出を行い、事前に地方公共団体の審査を受けていただく必要があります。

利用届出や申告方法の手続き等についてはeLTAXのホームページでご確認ください。<https://www.eltax.lta.go.jp>

(5) マイナンバーの記載について

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

なお、申告書をご提出いただく際に、窓口でマイナンバー法に定める以下の本人確認を実施します（法人の場合は不要です。）。

◆ 本人が申告書を提出する場合

マイナンバーカード又は番号確認資料+身元確認資料

◆ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料+代理人の身元確認資料+代理権確認資料

※番号確認資料：マイナンバーカード（裏面）、通知カード、個人番号記載の住民票

身元確認資料：マイナンバーカード（表面）、運転免許証等

代理権確認資料：税務代理権限証書、委任状

3 固定資産税の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（令和8年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者です。

(2) 評価額

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、賦課期日における一品ごとの評価額を算出します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

- 前年中に取得した資産の評価額：取得価額 × $(1 - r / 2)$
 - n年前に取得した資産の評価額：取得価額 × $(1 - r / 2) \times (1 - r)^{(n-1)}$
- r : 耐用年数に応ずる減価率

(3) 課税標準額

評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります（150万円未満の場合は課税されません。）。

(4) 税率及び税額

課税標準額（千円未満切捨）×税率（100分の1.4）=税額（百円未満切捨）

(5) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を所有されている方は、別途適用申告書が必要となります。

(6) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、別途適用申告書が必要となります。

なお、「わがまち特例」については、当市ホームページを参照してください。

(7) 提出書類

➤ 今までに申告された方（増加・減少申告）

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		記入事項
		増加	減少	
増加資産あり	○	○	×	明細書には増加資産（申告漏れ含む）のみを記入
減少資産あり	○	×	○	明細書には減少資産（申告漏れ含む）のみを記入
増加・減少あり	○	○	○	明細書には増加・減少資産（申告漏れ含む）のみを記入
増加・減少なし	○	×	×	申告書「19 資産に増減なし」にレ点を記入
電算申告	○	○（全資産）		すべての明細書を提出

➤ 初めて申告をされる方（全資産申告）

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		記入事項
		増加	減少	
資産あり	○	○	×	明細書には市内の全資産を記入
資産なし	○	×	×	申告書「20 該当資産なし」にレ点を記入

➤ 廃業等をされた方（全件抹消申告）

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		記入事項
		増加	減少	
廃業・廃止	○	×	○	申告書「21 転出・廃業・解散・その他（年月日）」にレ点を記入し該当する区分を○で囲み異動日を記載
解散	○	×	○	
市外転出	○	×	○	
休業	○	×	×	

例 載 記 4.

(1) 償却資産申告書の書き方

印字されている住所・氏名に誤りがある場合は、提出用の用紙に朱線を引き訂正してください。初めて申告される方の申告用紙は「前年に取得したもの(イ)」の欄が空欄となっていますので、「前年に取得したもの(イ)」の欄に記入してください。

- ### ①前年に取得したもの(イ)

前年までに申告された資産について、種類別に取得価額の合計額を印字しております。

- ## ②前年中に減少したもの(口)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額の会計処理を種類別に記入してください。

- ### ③前年に取得したもの(八)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産で、種類別明細書（増加資産用）に記入した取得価額の合計額を種類別に記入し

- てください。

個人の方は 12 枝の個人番号を、法人にあっては 13 枝の法人番号を個人番号又は法人番号（マイナンバー）

- 右詰めで記載してください。

この申告に直接応答する者の氏名（ふりがな）と電話番号を記入して

- ください。

この申告を委託した税理士等の氏名（ふりがな）と電話番号を記入し

- てください。

富里市内における事業所等資産の所在地

- 所在している場合はビルの名称、号室等も記入してください。)

(8)借用資産 借用資産の有・無について該当する方を〇で開かいで下さい。

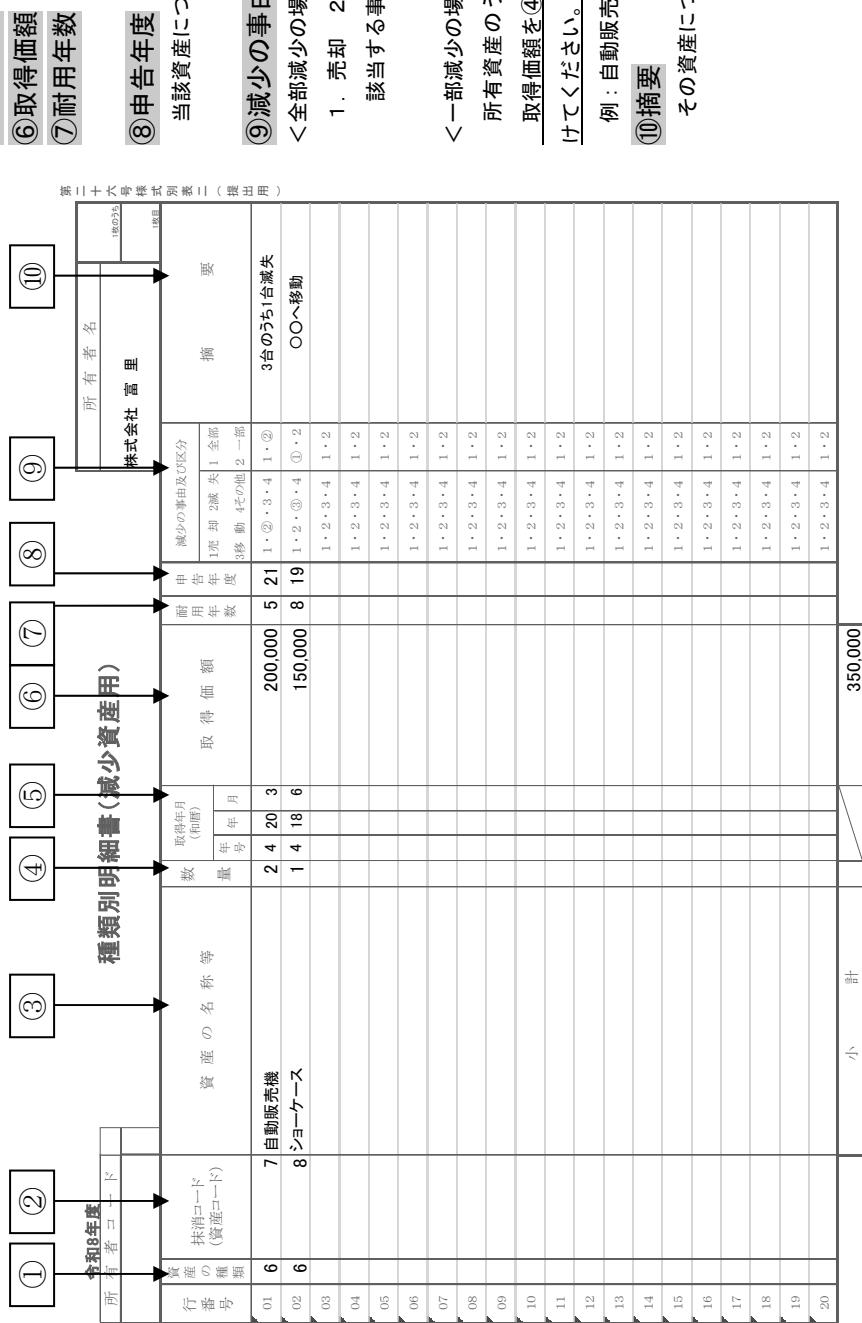
- なお、借用資産がある場合は賃主の名称等を記入してください。

⑨増減なし・廃業等の区分

(3)種類別明細書（減少資産用）の書き方

- 前年度までに申告されたものについては、印字された種類別明細書を送付しましたので、その中で前年中に減少した資産がある場合

②抹消コード
③資産の名称等
④数量



- 9 -

5 資産種類別の主な償却資産

資産種類		課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数	課税対象になるもの	耐用年数
1	構築物	簡易な間仕切り	3	金属造の焼却炉・煙突	10	ブロック塀	15
		工場緑化施設	7	通信用光ファイバー線	10	受・変電設備	15
		アスファルト舗装路面	10	コンクリート造下水道	15	金属造廣告塔	20
		街路灯・ガードレール	10	舗装路面	15	庭園	20
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 ※P3【建築設備における家屋と償却資産の区分】を参照。					
2	機械及び装置	公衆浴場用温水路	13	クリーニング設備	13	洗車業用設備	15
		測量業用カメラ	14	種苗花木園芸設備	7	自動車分解整備業用設備	15
		天然色写真現像設備	6	パン・菓子類製造設備	10	ガソリンスタンド設備	8
		太陽光発電設備	17				
3	船舶	モーターボート	4	漁船（鋼船）500t未満	9	漁船（鋼船）500t以上	12
4	航空機	ヘリコプター	5	飛行機 (最大離陸重量5.7t以下)	5	飛行機 (最大離陸重量5.7t超過)	8
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4	台車 (金属製のもの)	7	その他 (自走能力を有するもの)	7
				(その他のもの)		(その他のもの)	
6	工具器具及び備品	パチンコ台	2	自動販売機・両替機	5	冷蔵庫・冷凍庫	6
		スロットマシン	3	テレビ	5	調剤機器	6
		テレビゲーム機	3	複写機	5	電話・通信設備	6
		看板・ネオンサイン	3	レジスター	5	放送機器	6
		スポーツ具	3	接客業用応接セット	5	レントゲン装置	6
		じゅうたん・カーテン	3	厨房用品(陶磁器製・ガラス製のものを除く)	5	歯科診療用ユニット	7
		パソコン	4	理容・美容機器	5	陳列棚（冷凍・冷蔵機無）	8
		サーバー	5	陳列棚（冷凍・冷蔵機付）	6	ベッド	8
		プリンター	5	冷暖房機器	6	事務用机・椅子（金属製）	15

6 その他

(1) 申告しなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び富里市税条例第75条の規定により、過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

(2) 国税資料等の閲覧

富里市では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と富里市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。なお、調査結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

提出前に記入されているか確認をお願いします

- 連絡先（申告書）
- 資産所在地（申告書）
- 増加資産の耐用年数
- マイナンバー（個人番号又は法人番号）

※非課税、特例対象の資産を所有されている場合は、適用申告書を提出

<申告書の提出・問合せ先> 富里市ホームページのご案内

〒286-0292

千葉県富里市七栄 652 番地 1

富里市 課税課 資産税班

電話 0476-93-0444（直通） FAX 0476-93-7810

E-Mail kazei@city.tomisato.lg.jp



※郵送による申告をされる方で「控」の必要な方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。